

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十二条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病の蔓延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

令和七年十一月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎淳一

一 指示の内容

- 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 持ち出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
 - 採捕したコイのエラを除去した場合
 - 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和七年十一月十七日から令和九年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十二条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、レイクトラウトの取扱いを次のとおり指示する。

令和七年十一月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎淳一

一 指示の内容

- 移植の禁止 山梨県内において、レイクトラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合
- 持ち出しの禁止 山梨県内において、レイクトラウトを採捕した者は、採捕したレイクトラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するためにする場合は、この限りでない。
- 再放流の禁止 山梨県内においてレイクトラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎淳一

一 指示の内容

- 移植の禁止 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合

ために移植する場合は、この限りでない。

2 持ち出しの禁止 山梨県内において、ブラウントラウトを採捕した者は、採捕したブラウントラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている漁場から持ち出す場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するためにする場合は、この限りでない。

3 再放流の禁止 山梨県内においてブラウントラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている漁場に再放流する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。